

令和3年度 第2回 評議会 事前資料一⑥

令和2年度 山梨支部事業実施結果



令和2年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
企画総務グループ

1. 令和2年度目標達成状況

項目	指標	目標	結果	評価
1 ジェネリック医薬品の使用促進	使用割合(数量ベース)	80%以上	80.2% R3.1診療分	○
2 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	加入者理解率の平均	47.9%以上	41.3%	✗
	メールマガジンの新規登録者数	150人以上	573人	○
4	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	45.2%以上	48.18%	○
5 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信	地域医療構想調整会議への支部参加率	100%	100%	○
6 コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数	300事業所	407事業所	○
7 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	0.0%	0.0%	○

● 適用事業所数、加入者数、平均標準報酬月額

	令和2年度末	対前年度末	
		増減数	増減率
適用事業所数	15,657	+161	+1.0%
被保険者数 (人)	154,205	▲ 480	▲ 0.3%
任意継続被保険者数(再掲)(人)	1,199	+20	+1.7%
被扶養者数 (人)	98,348	▲ 2,169	▲ 2.2%
平均標準報酬月額 (円)	283,581	▲ 2,665	▲ 0.9%

- ◆被保険者、増減の主な要因
 - ・教育・学習支援業 公立小・中・高・大学・支援学校 263校、888人減
 - ・新型コロナウイルスの影響が想定される減 飲食・宿泊業、運輸業 10人以上減21事業所、合計380人減
 - ・支部間移動、解散による減(10人以上) 製造業、卸売・小売業 6事業所、合計417人減
 - ・医療機関、介護事業 10人以上増 27事業所、合計481人増
 - ・公務 市役所、教育委員会等 10人以上増 11事業所、合計333人増
- ◆被扶養者、増減の主な要因
 - ・上記の被保険者減に伴う落ち
 - ・被保険者増となっている業態の被扶養者の伸びが小さい

2. インセンティブ(報奨金)制度の本格導入

令和2年度事業計画

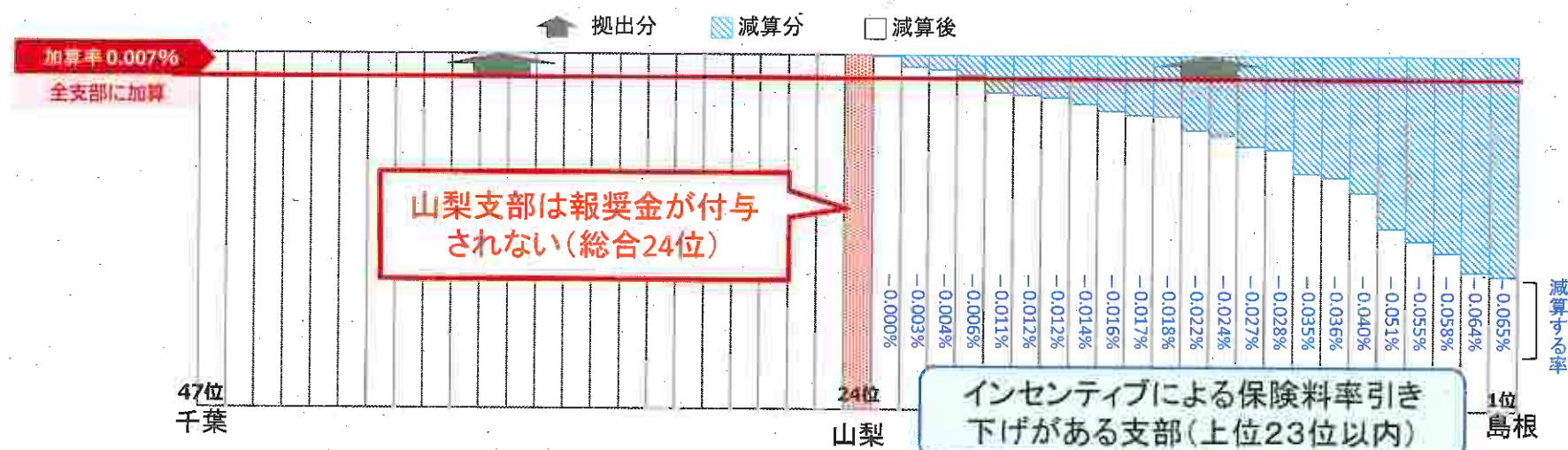
- ・令和元年度の実施結果を踏まえ、引き続き丁寧な制度周知と行動変容を促す広報を行う。
- ・評価項目の進捗状況を定期的に把握・検証し、必要に応じて取り組みの見直しを行う。

KPI 設定なし

令和2年度実施結果

平成30年度実績(確定値)					令和元年度実績(確定値)					インセンティブ(報奨金)付与		財源拠出	
37位					24位					なし		0.007% (令和3年度保険料率 に反映)	
指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤	指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤				
8位	35位	40位	40位	33位	5位	17位	43位	45位	2位				

【令和元年度(2019年度)実績評価 ⇒ 令和3年度(2021年度)保険料率へ反映した場合の試算】



令和2年度取組内容・結果

- ・さまざまな機会を通じて制度や現状の周知を行い、加入者・事業主に対して行動変容を促進。
(支部ホームページやメールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員だより、プレスリリース、各種会議やイベント等) →R3.1支部評議会の内容(総合順位24位)がYBSにて放映
- ・令和元年度実績の総合順位は、総合24位。
23位以内に入らなかつたため、令和3年度保険料率算定時におけるインセンティブ(報奨金)付与はなし。
 - インセンティブの財源分の拠出に伴い、令和3年度保険料率に約0.007%が上乗せされている。
 - 上乗せの影響も含め、令和3年度支部料率は9.79%に決定(前年度より0.02%引き下げ)。
- ・5つの評価指標のうち、2つが全国平均を下回っている(前年度は4つ)。
 - 指標③(特定保健指導の対象者の減少率)、指標④(医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の受診率)は、ともに40位台と低位であり、前年度より順位を下げている。
 - 指標⑤(ジェネリック医薬品の使用割合)は、使用割合は低位であるものの、前年度からの伸び率は引き続き高い状況で推移していること、令和元年度の実績評価では、使用割合より伸び率のウェイトが高かったことから、前回から大きく順位を上げた。

課題、令和3年度の取組

- ・保健事業に係る「指標③(特定保健指導の対象者の減少率)」、「指標④(医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の受診率)」について、取組を強化する。
- ・偏差値が得点となるため、標準偏差の大きい指標(指標④など)の実績向上が課題。
- ・指標⑤(ジェネリック医薬品の使用割合)は、令和3年1月分の支部実績において、使用割合が80%を超え、国の目標を達成したが、引き続き、使用割合の向上に努めていく(詳細は、6ページ「3.ジェネリック医薬品の使用促進」を参照)
- ・事業所の健康度見える化したツール「事業所カルテ」を活用して、事業主や加入者への周知、行動変容を促進する。

(参考)

■ インセンティブ（報奨金）制度の概要

**制度
趣旨**

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位23支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点とし全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%（※）を盛り込む。
(※) 協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入する。
平成30年度の実績（令和2年度保険料率）：0.004% ⇒ 令和元年度の実績（令和3年度保険料率）：0.007% ⇒
令和2年度の実績（令和4年度保険料率）：0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランク付けし、上位23支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。



3. ジェネリック医薬品の使用促進

※以下、「ジェネリック医薬品」はGEと表記

令和2年度事業計画

- ・医療機関や薬局毎の使用割合等のデータを活用し、関係者への働きかけを行う。
- ・一般名処方拡大へ向け、医療機関、薬局への勧奨を行う。
- ・山梨県薬剤師会と連携し、「GE小冊子」を挟み込んだお薬手帳カバーを、薬局を通じて協会加入者に配布する。
- ・アレルギー用薬の使用情報に基づく、支部独自のGE軽減通知を作成し、花粉飛散量拡大前に送付することで、効果的な切り替えを促進する。
- ・保険者協議会を通じて他保険者との情報共有を行うとともに、山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施し、山梨県全体の使用促進を図る。
- ・マスメディア、公共交通機関の活用、研修会や健康づくりイベントでのチラシ配布等、広範囲にわたる広報活動を展開する。

KPI

支部のGE使用割合を80.0%以上とする

令和2年度事業計画	令和2年度事業結果	目標KPIとの差
80.0%	80.2% <small>令和3年1月 診療分実績</small>	+0.2%

令和2年度取組内容、実施結果

1) 医療機関への働きかけ

- ・山梨県医師会と包括的連携に関して協定を締結(12月)
- ・60病院、465診療所へ資料郵送(4月)、うち7病院、3診療所を訪問(6~8月)
60病院、462診療所へ資料郵送(10月)、うち1病院を訪問(12月)

2) 保険薬局への働きかけ

- ・410薬局へ資料郵送(4月、10月)、うち15薬局を訪問(6~8月)、1薬局を訪問(12月)

- 3) 山梨県薬剤師会との連携
- 4) 一般名処方拡大へ向けた医療機関等への勧奨
- 5) 広報

・保護者への通知

・広報物(Q&A冊子等)

・新聞広告

・関係団体広報誌

・公共機関を利用した広告

・プレスリリース

・自治体との連携

・事業主への働きかけ

薬剤師会127薬局へ、「お薬手帳カバー(GE 冊子付き)」5,184冊を配布
加入者の医薬品使用実績を基に、先発医薬品名に対応する一般名等が分かるツール(CD-R)を病院、診療所600機関、保険薬局456機関へ送付(2月)

15歳未満の被扶養者がいる加入者への文書勧奨(8月:5,010名、1月:8,178名)
[20歳以上のアレルギー用薬使用割合は80%を超えていたため、支部独自の軽減額通知から本勧奨へ変更]
事業所・加入者、医療機関・保険薬局、各種会議、駅(ラック)での配布
健康づくりイベント等での広報物の配布は、新型コロナウイルスの影響でイベントが中止
山梨日日新聞:半2段月極広告(7~12月)、全3段広告(1月) 山梨新報:全3段広告(1月)
山梨県中小企業団体中央会をはじめ、4団体の会報誌にチラシ折込(7~8月)
路線バスへの広告 山梨交通 背看板、車内ステッカー(4~3月)
2回実施(7月、9月)、7月→山梨日日新聞に記事掲載
懸垂幕、のぼり旗の庁舎への設置、園児を対象としたオリジナル希望カードの作成、配布
<6市町、1,157名>、小中学校を通じた保護者向け啓発チラシの配布<4市町、8,800名>
被保険者100名以上の事業所へ勧奨を実施 220事業所(6月)、226事業所(11月)

課題、令和3年度の取組

- ・継続して全国平均を上回るペースでGE使用割合が伸びており、令和3年1月診療分で80%を達成した。
(令和3年1月診療分の実績で全国平均との差は0.1%、全国順位も前年度同月39位から27位へ上昇。)
- ・GEメーカー2社への行政処分があり、協会本部から日本ジェネリック製薬協会へ要望書を提出する事態となった。こうした状況も踏まえ、80%以上の維持、向上を目指して、医療機関、薬局、加入者、あらゆる方面への働きかけを精力的に行っていく。
- ・5歳~14歳のGE使用割合は全国平均を大きく下回っており、全体の割合を更に高めていくためには、この年齢層の向上が必須。令和3年度は当該年齢の保護者をメインターゲットに、SNSを活用したPR動画の配信を実施する。
- ・山梨支部の一般名処方率は低位(令和2年10月診療分では48.7%、全国最下位)のため、令和2年度に医療機関等へ送付したツール(先発品名から一般名が分かるもの)を改善し、事業を継続する。

4. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

令和2年度事業計画

- ・広報誌の定期発行等を通じて、加入者に対して分かりやすくタイムリーな情報を発信する。
- ・山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施するとともに、これらの団体が開催するイベントに関与し、協会の取組を一般の方々にも広く発信していく。
- ・新生児の生まれた加入者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、医療機関の適切な利用を周知する。
- ・健康保険委員の委嘱数の拡大を図るとともに、研修会や健康づくりイベントの開催等を通じて健康保険委員活動を活性化する。

KPI

- ①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度(47.9%)以上とする。
- ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を45.2%以上とする。

	令和2年度事業計画	令和2年度事業結果	目標KPIとの差
①加入者理解率	47.9%	41.3%	-6.6%
②カバー率	45.2%	48.18%	+2.98%

令和2年度取組結果

- ①加入者理解率向上

1) 加入者理解度調査

2019調査 山梨支部理解率 47.9 % 全国平均 45.6 % ※(Q3(現金給付関係)を含む共通項目のみ)KPI対応値

2020調査 同上 41.3 % 全国平均 41.0 %

- ・支部だけでなく、全国的に理解率が低下している。ただ、調査の対象者が前年度と同じではないため、対象者により結果が左右されてしまうところがある。

2) 主な取組

- ・広報誌やメールマガジン、納入告知書同封チラシなどの定期発行物や支部ホームページ内容の適時更新、健康宣言事業所への健康情報冊子提供など、事業主や加入者に対してわかりやすくタイムリーな情報を発信。
- ・関係団体会報誌への記事掲載、チラシ折込み等、連携した広報を実施した一方、自治体・関係団体が開催するイベントは新型コロナウイルスによる影響で中止が相次ぎ、広報機会が失われた。
- ・新生児のいる被保険者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、健康保険や医療費のしくみ、医療機関の適切な利用、ジェネリック医薬品の使用促進などを保護者に周知した。<送付件数 1,967件>
- ・広報のプロに広報物添削業務を委託し、アドバイスをもらいながら広報物を作成することで、実践により広報技術を習得。デザインの基礎に加え、効果的な広報を実施するための知識等を幅広く習得。また、既存の広報物の見直しを実施。

② 健康保険委員

1) 健康保険委員委嘱者数・被保険者カバー率

令和元年度末 1,559名 45.19% → 令和2年度末 1,913名 48.18% (+354名、+2.99%)

2) 主な取組

- ・社会保険委員会と連携した健康づくり事業は、新型コロナウイルスの影響により以下の計画を全て中止
① ウォーキング大会(5~6月、3回) ② グランドゴルフ大会等(8~10月、2回) ③ 軽スポーツ大会(11月、1回)
- ・委嘱者数拡大に向け、未委嘱事業所への文書、電話勧奨を実施。
① 被保険者21人以上 627事業所、健康宣言済委員未委嘱 55社(6~7月)
② 被保険者5人以上 793事業所(8~9月) ③ 被保険者4人以上 954事業所(11~12月)
- ・健康保険委員表彰状伝達式の開催(11月19日、年金委員表彰と合同)
厚生労働大臣表彰 1名、理事長表彰 4名、支部長表彰 8名を表彰
伝達式後に実施を計画していた研修会は新型コロナウイルスの影響により中止
- ・健康保険委員への情報提供
健康保険委員あてに「健康保険委員だより」や健康情報冊子の提供を実施(6~2月)。また、3月に実施を計画していた研修会は、新型コロナウイルスの影響により中止したが、広報紙の臨時号を発行することで、保険料率等タイムリーな情報を発信。

課題、令和3年度の取組

①加入者理解率

- ・広報誌やメールマガジン、納入告知書同封チラシなどの定期発行物や支部ホームページ内容の適時更新、健康宣言事業所への健康情報冊子提供、健康保険委員委嘱事業所への定期情報提供など、事業主や加入者に対してわかりやすくタイムリーな情報を発信。
- ・県、市町村、関係団体等との連携・協力による広報の継続実施。新型コロナウイルスの影響を踏まえながら、団体等が開催するセミナー やイベントに 関与・協力し、健康保険の制度や協会けんぽの取組、手続などを加入者を含めた一般の方にも広く発信。
- ・新生児の生まれた被保険者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、健康保険や医療費のしくみ、医療機関の適切な利用、ジェネリック医薬品の使用促進などを保護者に周知。
- ・健康保険委員研修会や健康づくりイベントでの広報は、新型コロナウイルスの影響を踏まえながら幅広く実施。
- ・広報力強化として「発信力の強化(しっかりと届ける)」に重点を置き、新規適用事業所や被扶養者をターゲットに広報を行い、認知度向上を図る。また、YouTubeを活用した広報を実施。

②健康保険委員

・委嘱数の拡大

令和2年度実績で最下位から全国43位となったが、今後も委嘱数の拡大を図る。

→昨年未実施の15~20人である健康保険委員未委嘱事業所への文書案内・電話勧奨を行う予定。また、状況に応じて、小規模事業所への文書案内・電話勧奨を行う。

健康保険委員研修会を年2回(春・秋)実施し、委員のニーズが高い、制度説明や給付申請手続を中心に、インセンティブ制度やジェネリック医薬品使用促進など加入者・事業主の行動変容を促す説明を行う。

なお、研修会は新型コロナウイルスの影響を踏まえ、リモートでの実施も検討する。

年2回、健康保険委員あてに「健康保険委員だより」や健康情報冊子の提供を行う。

社会保険委員会と連携した事業は、新型コロナウイルスの影響を踏まえ進める。

健康保険委員委嘱事業所や健康宣言事業所を中心に、適用事業所を通じた加入者への健康支援事業を新型コロナウイルスの影響を踏まえ検討、実施する。

5. 医療データの分析に基づく地域医療体制への働きかけや 医療保険制度改正等に向けた意見発信等

令和2年度事業計画

- ・医療費データ等の分析結果を踏まえ、地域医療構想調整会議等において医療保険者としての意見発信を行う。
- ・加入者が効率的な医療を享受できるよう、山梨県国民健康保険運営協議会、国民健康保険運営協議会(4市)、地域職域保健事業連携推進協議会、後期高齢者医療懇話会等において意見発信を行う。
- ・保険者協議会や協定を締結した市町等と協働で、医療データ等を分析し、県民の健康保持・増進に向けた取組を行う。
- ・山梨県医師会、山梨県歯科医師会、山梨県薬剤師会と連携協力し、効率的・効果的な事業を実施し、加入者、県民の健康増進を図る。また、医師会とは協定締結を実施する。

KPI

- ①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする
- ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を実施する

	令和2年度事業計画	令和2年度事業結果	目標KPIとの差
①参加率	100.0%	100.0%	—
②意見発信	—	—	—

令和2年度取組結果

①参加率

地域医療構想調整会議参加数 4区域(中北、峡東、峡南、富士・東部) 参加率100.0%
会議は、新型コロナウイルスの影響により中止

②県等関係方面への積極的な意見発信、および自治体等との連携強化

- 1) 地域医療構想調整会議 令和2年度は新型コロナウイルスの影響から本会議は中止
- 2) 県内参加協議会等 令和2年度においては、新型コロナウイルスの影響から書面会議、中止となった会議を含む
 - ・山梨県保険者協議会
 - ・山梨県後発医薬品安心使用促進協議会
 - ・地域医療構想調整会議(4区域)
 - ・健やか山梨21推進会議
 - ・山梨県後期高齢者医療懇話会
 - ・山梨県被用者保険等保険者連絡協議会
 - ・山梨県地域・職域保健連携推進協議会、地区(4区域)地域-職域保健連携推進協議会
 - ・4市(甲斐市、都留市、甲州市、富士吉田市)の国民健康保険運営協議会
- 3) 覚書「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書」の締結状況
 - ・山梨県
 - ・富士吉田市
 - ・富士川町
 - ・昭和町
 - ・笛吹市
 - ・中央市
 - ・甲府市
 - ・山梨市
 - ・市川三郷町
 - ・山梨県医師会(R2.12)
 - ・山梨県薬剤師会
 - ・山梨県歯科医師会
 - ・山梨県社会保険労務士会
- 4) 主な取組
 - ・関係機関へのジェネリック医薬品に関する情報提供や意見発信、広報関係の依頼等の実施
 - ・覚書を締結した県市町や保険者協議会主催のイベント→新型コロナウイルスの影響により中止
 - ・山梨県医師会との協定締結(R2.12)および連携協力
 - ・保険者協議会への健診、ジェネリック医薬品関連のデータ提供 → 保険者協議会で国保データと合わせて集計

課題、令和3年度の取組

- ・支部医療費データの集計・分析を踏まえて、地域医療構想調整会議等において医療保険者としての意見発信を行う。
- ・協定を締結している三師会、社労士会との連携協力を進める。
- ・ジェネリック医薬品使用促進の取組(懸垂幕設置等の広報、希望カード・医療費啓発チラシの配布 等)の継続と拡大を通じて、協定締結自治体との連携をさらに深める。
- ・保険者協議会と連携した医療費、健診結果の共同分析を進める。
- ・協定締結自治体、保険者協議会等の新型コロナウイルスの影響を踏まえた方針に沿った、関係団体イベントへの参画。
- ・その他、各協議会等様々な機会において意見発信を行う。

6. 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施 (コラボヘルスの推進)

令和2年度事業計画

- ・健康保険委員委嘱事業所を中心に健康宣言事業所数の拡大を図る。
- ・健康宣言事業所に対して、事業所健康度診断シート(事業所カルテ)等による健診・医療データ提供やフォローアップ方法を確立し、健康経営の推進をサポートする。

KPI 設定なし

データヘルス計画(令和2年度目標) 宣言事業所を300社以上とする

令和2年度目標	令和2年度事業結果	目標との差
300社以上	407社	+107社

令和2年度取組結果

- 1) 実績 令和元年度末 265社
令和2年度末 407社 (+142社)

2) 取組状況・実績

- ・文書及び電話による勧奨の他に、健康保険委員向け広報誌に勧奨チラシを同封する方法で効率的に勧奨を実施。
(2回勧奨を実施 1回目:令和2年7月 2回目:令和3年2月)
- ・宣言事業所に対し、年4回健康情報冊子および各種情報提供物を送付。
また、特典として事業所の健康度見える化した「事業所カルテ」を送付。

課題、令和3年度の取組

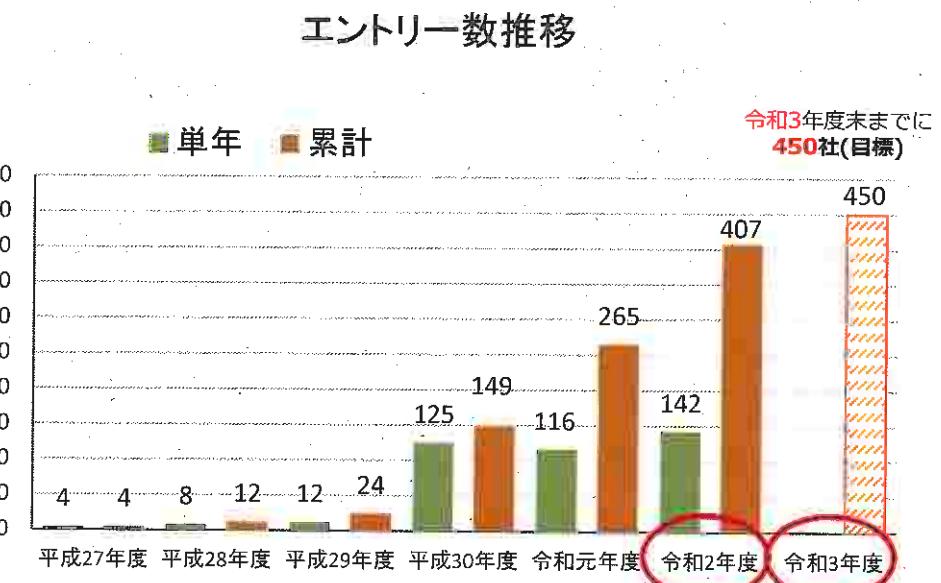
1)宣言事業所のエントリー数拡大

- ・目標(データヘルス計画)を「200社以上」から「450社以上」に変更
- ・「やまなし健康経営優良企業」との連携(周知、セミナー等)
- ・協力事業者(生命保険会社、損害保険会社等)を公募、覚書を締結し連携を図る

2)宣言事業所への支援・健康経営度の向上

- ・協力事業者との連携による支援体制の拡充
- ・「事業所カルテ」などを活用した情報提供や訪問説明
- ・健診受診率・特定保健指導実施率に着目した個別アプローチ

エントリー事業所数 令和3年3月末現在		
	(単年)	(累計)
27年度	4社	4社
28年度	8社	12社
29年度	12社	24社
30年度	125社	149社
元年度	116社	265社
2年度	142社	407社



※参考：健康経営優良法人2021（R3.3発表）

(中小規模法人部門・プライト500含む) 認定 40社

※ 山梨支部加入事業所（「目指そう！健康事業所」エントリー事業所）

(参考) 健康宣言事業所の保健指導体験記

宣言事業所に対して「保健指導体験記」を募集。応募のあった以下2事業所を取組事例として、宣言事業所へ提供(1月)

事業所名称 日伸総建 株式会社様

所在地 都留市つる 4-3-3

① 自社の紹介・PR

当社は昭和40年5月1日に創業し、今年で56年目を迎え、創業当初より社会保険に加入しておりました。周りで社会保険に入っている所はほとんど有りませんでした。その頃から健康については気を付ける様指導しておりました。

毎年健康診断は必ず受けさせており、会社の福利厚生費として出費しております。また診断の結果を見て悪いところのある人は、再検査を受けさせております。特に生活習慣病については力を入れております。

② 保健指導体験記

私(事業主)は夫を37歳という若さで43年前亡くなりましたので、自分も、家族、従業員又は下職業者にもいつも健康について厳しく言っております。以前、社員や下職の人達を集めて、指導を頂いたことが何回か有ります。

景気回復の効果は期待できませんが、人間の体の回復は自分自身の努力次第で回復できます。また、健康づくりのため、歩くこと等に力を入れております。

【保健師より】

健診は受けてからが大切です。弊社は健診後の受診勧奨、生活改善へのお声かけ等フォローがきちんとされていて素晴らしいですね。協会けんぽには、健康づくりの専門家、保健師・管理栄養士が在籍しております。今後健康相談等が必要な際にはご連絡ください。一緒にさらなる「健康事業所」を目指しましょう！



事業所名称 有限会社クリーン・トレード 芝崎営業所 様

所在地 芝崎市栄2丁目1-1

① 自社の紹介・PR

有限会社クリーン・トレードは、平成3年に設立して以来、日常生活や事業活動などから排出される廃棄物の収集・運搬業を営んでいます。

設立当初の業界のイメージは「ごみ屋さん」でしたが、今は環境保全のための重要な仕事として、新型コロナ禍においても事業を継続しなければならない業種に国から指定されています。当社は、これからも市民に愛され行政や企業から信頼される企業であり続けたいと思っています。

② 保健指導体験記

当社は、他に貨物運送事業も行っていて、運転手の健康管理は運行管理者(国家資格)が行うこととなっています。貨物自動車で万が一事故を起こすと、重大事故につながりかねないため、運行管理者の任務は重要ですが、経営者の責任もさらに重たくなります。

そのようなことから、当社は平成27年より健康診断に基づいた保健師指導を行っています。初年度はまだ、健康相談の制度がなかったため、手探りで保健師の派遣を依頼しました。

健康の維持は、医師の診断による治療はもちろんですが、自分が日常生活において改善することが大事であり、自覚することで継続した健康が維持されるものだと確信しています。これからも、健康相談を通じて、健康に関し社員との疎通を図っていきたいと思います。

【保健師より】

健診後の受診勧奨や受診確認など社員の健康管理がきちんとされていて素晴らしいです。そのような会社の取り組みが、社員の健康への意識にも反映されていると感じます。今後も、健康事業所を目指して、健康相談などお手伝いさせていただきたいと思います。



7. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

令和2年度事業計画

- ・調達見込額が100万円を超える案件は原則として一般競争入札とし、随意契約が適当な案件は調達委員会において妥当性の審査を行い、調達結果等をホームページに公表する。
- ・入札の際に入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者への調査や、公告後の業者への声掛を行い、一者応札案件の減少に努める。

KPI

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について前年度(0.0%)以下とする。
ただし、年間4件以内の場合は1件以下とする。

令和2年度実施結果

令和2年度事業計画	令和2年度事業結果	目標KPIとの差
0.0%	0.0% (0件/5件中)	—

令和2年度取組結果・令和3年度の取組

- ・令和2年度 該当件数5件中1者応札案件0件 0.0% (令和元年度は5件中1者応札案件0件 0.0%)
- ・十分な公告期間・履行期間を確保し、公告後は業者への周知や声掛を実施
- ・複数者が応札するよう調達担当者や事業実施グループより声掛を実施
- ・令和3年度も引き続き1者応札案件の削減に努める。

令和2年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
保健グループ

健診

特定健康診査(特定健診)とは

平成20年度より実施されているメタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした健診のこと。

保険者に義務づけられている。

40歳から74歳の人に対して、生活改善指導(特定保健指導)を行う対象者を抽出するために実施する。

協会けんぽでは、「生活習慣病予防健診」「事業者健診」「被扶養者の特定健診」の3つの健診に分かれている。

1. 生活習慣病予防健診受診率の向上

■KPI

令和2年度事業計画

①生活習慣病予防健診 実施率72.7%以上とする

(40-74歳実施見込者数:76,000人 対象者数104,581人)

- ・市町村や商工会等と連携し、受診受入人数が不足している地域を中心に生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。
- ・新規適用事業所、任意継続被保険者に対して、対象者を印字した健診対象者一覧表を速やかに送付し、受診を促す。
- ・各健診機関の健診実施者数を設定し、インセンティブを活用して目標達成を促す。
- ・健康宣言事業所について、健診受診率100%となるよう健康情報誌配布等を利用し、受診勧奨を行う。

結果(被保険者健診受診者数) KPI 71.2%

	令和2年度目標	令和2年度健診数	目標達成度	令和元年度健診数	R2-R1
40-74歳	76,000件	74,505件	98.0%	75,557件	▲1,052件

※対象者数は計画時のものを使用

- ・年度前半は新型コロナウイルス感染症の影響による健診中止や縮小の影響を受け、受診者数は大幅に減少した。
- ・年度後半は健診機関がコロナ禍での健診対応に慣れてきたこともあり、例年並みの受診率を回復したが、通年では昨年度の実施率に及ばなかった。

令和2年度取組結果

- ・市町村や商工会等と連携した集団健診を実施した。笛吹市商工会及び山中湖村による健診は新型コロナウィルスの影響で一旦中止となつたが、後日改めて実施することとなつた。結果として前年度と同数(8機関:21日間)の集団健診を実施した。
- ・市町村や商工会等と連携した受診勧奨については、新型コロナウィルスによる健診の中止等に伴う未受診者数増加の影響か、勧奨事業所数は765件増となつた。ただし、勧奨後受診者数は▲53人と減少した。
- ・新規適用事業所宛健診案内352件、任意継続新規加入者案内を735件発送し、受診勧奨を行つた。
- ・新規契約の1機関を除いた21機関に対して、健診の目標値を設定。目標を超過した8機関に対して報奨金(健診推進費)を支払つた。
- ・健康宣言事業所に対して、年4回の情報誌(計1,186件)の送付や年1回の事業所カルテの送付(301件)により、加入者の健康意識啓発を行つた。また、「わが社(私)の保健指導体験記」を募集のうえ、応募のあつた2社について情報誌に同封し、広報を行つた。

集合バス健診及び受診勧奨結果

集合バス健診日数	(R2) 21日 - (R1) 21日 = 0日
受診勧奨事業所数	(R2) 9,073 - (R1) 8,308 = 765事業所
勧奨後受診事業所数	(R2) 721 - (R1) 719 = 2事業所
勧奨後受診者数	(R2) 1,755 - (R1) 1,808 = ▲53人

2. 事業者健診データ取得率の向上

令和2年度事業計画

■KPI

②事業者健診データ 取得率4.2%以上とする

(取得見込者数:4,400人 対象者数104,581人)

- ・事業者健診データ取得のために、事業主に対し山梨労働局と連名の案内文を送付するとともに山梨県産業安全衛生大会などで案内文の配付を行う。
- ・同意書を取得している事業所の進捗管理を行い、事業者健診データ取得の向上を図る。
- ・同意書未取得の事業所へ文書や電話等により提供勧奨を行う。

結果(データ取得数) KPI 4.51%

令和2年度目標	令和2年度取得数	目標達成度	令和元年度取得数	R2-R1
4,400件	4,716件	107.2%	3,988件	728件

※値は本部データ(情報系)。対象者は計画時のものを使用

令和2年度取組結果

- ・取得件数は、目標に達した。
- ・山梨県産業安全衛生大会における配付については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となった。
- ・同意書取得済の大規模事業所である山梨県教育庁分について、新たにデータ受領が可能となった。(182件)
- ・同意書未取得事業所について、山梨労働局との連名の勧奨文書を送付し、提出勧奨を行った。(40件)
- ・その他、大規模事業所への勧奨を数件実施したが、新型コロナウイルスの影響で訪問が困難なこともあります、次年度も継続して実施する。

3. 特定健診受診率(被扶養者)の向上

■KPI

令和2年度事業計画

③特定健康診査 実施率49.1%以上とする
(実施見込者数:13,700人 対象者数27,895人)

- ・オプショナル測定等を利用した魅力ある特定健康診査や商業施設での特定健康診査を行い、受診行動につなげていく。
- ・次年度から特定健康診査の対象となる方(39歳)に対し、健診の受診勧奨を行う。
- ・受診率が低い市町村を中心に市町村の健診に合わせた受診勧奨を実施するとともに、特定健康診査を共同で実施すること等新たな提案を市町村に対して行う。

結果(被扶養者特定健診受診者数) KPI 33.2%

令和2年度目標	令和2年度受診数	目標達成度	令和元年度受診数	R2-R1
13,700件	9,256件	67.6%	11,102件	▲1,846件

※値は本部データ(情報系:令和3年6月7日現在)。対象者は計画時のものを使用

- ・支払基金を通じての請求であり、請求遅れ分もあるため、数値は未確定。
- ・新型コロナウイルスの影響により、市町村の集団健診の中止や規模縮小、またそれに伴う勧奨事業の中止により、受診者数は前年より大幅に減少している。

令和2年度取組結果

- ・大型商業施設を利用したオプショナル測定付き健診「まちかど健診」について、新型コロナウイルスの影響により会場は1カ所、日数は10日間と規模を縮小(令和元年度は2カ所、14日間)して実施した。
また、密を避ける対策としてアンケートの事前記入、接触度の少ないオプショナル測定器の選定等工夫を行った。受診者数は前年度より190人の増加となり、新型コロナウイルスの影響で受診機会が限られていたことが要因と考えられる。
- ・来年度40歳になる被扶養者に対し、勧奨通知およびリーフレットを発送した。(704件)
- ・受診率の低い市町村への受診勧奨について、甲府市は新型コロナウイルスによる集団健診縮小の影響により中止となった。富士吉田市については、時期をずらしての勧奨及び年度末の追加健診を実施した。
- ・新型コロナウイルスの影響による受診機会の減少を補うため、新規の健診機関による集団健診を企画し、2,051件へ勧奨、79人の受診となった。
- ・新規扶養加入者に対し、受診券・健診案内を発送し受診勧奨を行った。(2,979件)
- ・その他、協力体制のある市町村(山梨市、甲州市)や健診機関と連携し、受診勧奨を行った。

※まちかど健診

冬期間の健診数を増やす目的で、人が集まりやすいと思われる大型商業施設内のホールに健診会場を設営し、“手軽に受けられる健診”をコンセプトに「まちかど健診」として平成30年度から実施している。

会場	ラザウォーク甲斐羽葉	イオンモール甲府昭和
日程	令和3年1月30日(土)～令和3年2月3日(水) 令和3年2月15日(月)～令和2年2月19日(金) 計10日間	実施無し
勧奨者数	①24,146件(一次勧奨:山梨県内在住の未受診者) ②16,258件(二次勧奨:甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、昭和町、富士川町、市川三郷町、笛吹市在住者へ再勧奨)	
受診者数	885人(前年度合計より190人増)	—

特定保健指導

特定保健指導とは

メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした保健指導のこと。保険者に義務づけられている。

特定健診を受けた結果で対象者となった40歳から74歳の人に
対して生活改善指導(初回面接を行い、3か月以降に改善状況を
評価する。)を行う。

4. 被保険者の特定保健指導の実施率の向上

令和2年度事業計画

■KPI：加入者の特定保健指導の実施率を20.6%以上とする
 (被保険者実施者数目標：3,460人 実施対象者数：16,160人 実施率21.4%)

- ・健診機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日の初回面談の実施について健診機関に働きかける。
- ・平成30年度から保健指導手法を検討していた、当支部保健師等による集団健診当日の特定保健指導実施を積極的に進めていく。
- ・特定保健指導キャンセル事業所の対象者に対し、個別に勧奨を行うとともに健康づくり資料を送付する。
- ・健康宣言事業所について、保健指導実施率100%となるよう働きかける。
- ・運送業等、生活習慣病予防健診以外に特殊健康診断を実施している事業所に働きかけ、健診日の特定保健指導を導入する。

実施結果

	R2目標(件)			R2実績(件)			目標到達度(%)			R1実績(件)			R2-R1(件)		
	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計
初回	3,780	1,560	5,360	2,563	1,010	3,573	67.8	64.7	66.7	2,946	925	3,871	▲383	85	▲298
評価	2,460	1,000	3,460	1,644	762	2,406	66.8	76.2	69.5	2,360	704	3,064	▲716	58	▲658

- ・協会けんぽ保健指導担当者による初回面接は、前年度実績、目標を下回った。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面による指導が中止となった時期が2ヶ月間あったうえ、事業所の受入制限があったため、初回面接の件数が大幅に減少した。
- ・評価件数においても、初回面談件数の減少により、前年度を大きく下回る結果となった。
- ・外部委託機関による指導においては、初回面接、評価とも前年度を上回ることができた。

令和2年度取組結果

- ・事業所における健診の機会を利用し、健診当日に特定保健指導等を実施（2事業所：98人）
- ・健診機関や商工会等と連携し、集団健診5会場（笛吹市、大月市、山梨市、富士河口湖町、山中湖村）で実施（5会場で90人）。
- ・健診機関に対し、特定保健指導の新規契約についての勧奨を行い、新規に1機関と契約し、R3.1月から指導実施。
- ・特定保健指導の当日キャンセル者に対しては、キャンセル者及び事業所担当者に次回面談の依頼を行うとともに、健康づくり関連の資料を送付し、保健指導勧奨を実施（45人に勧奨）。
- ・特定保健指導の受入がない事業所に対し、電話や訪問による利用勧奨を実施。
- ・健康宣言事業所に対し、保健指導の実施勧奨を行った。
- ・特定保健指導の評価と付随している積極的支援継続者への無料血液検査を62件実施。
- ・指導担当者の質の向上を図るため、評価実施者や中断者に対しアンケートを行い、研修会にて担当者にフィードバックし、今後の対応を検討した。

5. 被扶養者の特定保健指導の実施率の向上

令和2年度事業計画

■KPI：加入者の特定保健指導の実施率を20.6%以上とする

(被扶養者実施者数目標：105人 実施対象者数：1,165人 実施率9.0%)

- ・血管年齢や骨密度測定等をセットした特定保健指導の場を設定し、利用を促す。
- ・市町村と連携し、健診時に保健師等を派遣して健診当日に特定保健指導を実施する。
- ・健診機関と連携し、商業施設を利用した健診当日に特定保健指導の初回面接分割実施を行う。
- ・市町村や健診機関の協力のもと、健診結果説明会を利用した特定保健指導の実施について検討する。

実施結果

	R2目標(件)			R2実績(件)			目標到達度(%)			R1実績(件)			R2-R1(件)		
	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計
初回	120	20	140	52	26	78	43.3	130.0	55.7	72	16	88	▲20	10	▲10
評価	90	15	105	81	22	103	90.0	146.7	98.1	92	21	113	▲11	1	▲10

※R2実績は暫定値(R1実績は情報系システムより)

年度当初市町村の集団健診が中止になり、結果説明会において特定保健指導を予定していた町でも説明会が中止になるなど、初回面談の機会が大幅に減り、実績も目標の半数にとどまった。下期のまちかど健診時に当日初回面接を実施することはできた。

令和2年度の数値は、暫定値。現時点では、初回面接件数が前年度を大きく下回っているが、今後外部委託の実績が若干増加する見込み。評価件数は、前年度並みとなった。

令和2年度取組結果

- ・特定保健指導利用券発送時に特定保健指導利用勧奨の案内を送付(901人)。
- ・コロナウイルス感染防止のため、市町村の健診が縮小・延期、中止などとなり、従来実施していた市町村と連携した健診結果説明会での指導は実施できなかった。一方、市町村や健診機関と連携し、5市町村会場や大型商業施設での健診(まちかど健診)当日の保健指導は下記のとおり実施できた。

開催日	会 場	指導実施数	開催日	会 場	指導実施数
6月・3月	大月社会福祉協議会総合福祉センター	2人	10/9	大月市民会館	2人
7/6・7/13	事業所 2ヶ所	2人	12月～1月	協会けんぽ支部来所	4人
9/23	山中湖村老親福祉あわせセンター	4人	12/7	山梨法人会館	4人
9/30	笛吹市スコレーセンター	1人	1月～2月	ラザウォーク甲斐双葉	15人

- ・まちかど健診では、以前利用券を送付した対象者に対して、血管年齢測定を付加していることを周知し、利用勧奨を行った。
- ・保健指導実施機関一覧表へ各医療機関のPRを掲載した。

特定保健指導実施結果(加入者) KPI 15.0% (暫定値)

	対象者数	実施者数	実施率
被保険者	15,816人	2,406人	15.2%
被扶養者	858人	103人	12.0%
加入者計	16,674人	2,509人	15.0%

※被扶養者の実施者数は、外部委託分が含まれている。

6. 特定保健指導対象者減への取組

令和2年度事業計画

- 複数年の特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導対象の見込者を絞り込み、生活改善勧奨を行う。

過去の健診結果より、次回の健診で特定保健指導対象者に該当する可能性のある者を選定し、個別性を重視した生活改善アドバイスシートを送付することにより、特定保健指導対象者の減少を図る。

取組結果

- 令和元年9月に対象者2,997名へアドバイスシートを送付。2年度健診結果にてその効果を判定。分析については、委託業者(株式会社エヌ・エイ・シー)がまとめた。

【結果の概要】(詳細は別添資料参照)

- 翌年のメタボリックシンドロームへの流入率は26.7%。女性の方がメタボ流入率は低い。
- 性別年代にかかわらず、改善率は高く、特に血圧、脂質の改善率が高かった。

令和2年度事業計画

- 支部内研修等を通じて、協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図り、対象者のニーズに合わせたより質の高い保健指導を実施する。

取組結果

- 年6回の支部内研修会を実施。保険指導者、各自1回ずつ研修の企画立案から携わり、積極的に研修会に参加し、保健指導スキルアップについて取り組んだ。
- 特定保健指導中断者に対し、指導担当者が各自10例程度について事例としてまとめ、集計・分析を実施。結果については、3年度の支部内研修で共有し、更なる支援の工夫を検討する。

重症化予防事業

○未受診者の受診勧奨事業

高血圧、高血糖を指摘された対象者で医療機関への受診が確認できない方に対し、文書や電話により受診勧奨を行う事業

一次勧奨対象者（本部が実施）

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c(NGSP値)
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上

二次勧奨対象者（支部が実施）

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c(NGSP値)
180mmHg以上	110mmHg以上	160mg/dl以上	8.4%以上

○糖尿病性腎症重症化予防事業

かかりつけ医と連携した改善指導

7. 未受診者への受診勧奨事業

令和2年度事業計画

- ・一次勧奨予定人数 4,482人：本部からの勧奨はがき送付(二次勧奨対象者を含む)
- ・二次勧奨予定者数 1,039人：支部からの勧奨案内文書送付（二次勧奨該当者）
 - KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする(一次勧奨対象者)

実施結果

- ・未受診者への受診勧奨
 - ・本部からの一次勧奨(勧奨はがき)：送付実施件数 3,483人(R1.7月～R2.4月健診受診者)
 - ・支部からの二次勧奨(文書勧奨)：本部通知の未受診者に送付
R2.4月～9月は、協会保健師が勧奨文書を送付 746人
 - R2.11～R3.3月は、外部委託により勧奨文書を送付 2,139人 勧奨総数2,885人
- 受診結果
 - 対象者3,483人中受診者294人 受診率8.4%（令和2年3月のレセプトにて確認できる数値）
 - ※すべての結果は、R3.8月のレセプトにて確認ができる予定
- KPI：8.4%（令和3年3月31日現在）

8. 糖尿病性腎症重症化予防事業

令和2年度事業計画

- ・治療コントロールが不良な方に対し、かかりつけ医と連携した改善指導を実施する。
糖尿病性腎症に係る重症化予防のための健康相談予定実施人数 12人

実施結果

- 実施案内送付数 35人
- 新規保健指導実施者 1人

- ・山梨県糖尿病重症化予防プログラムの基準をもとに35の方に保健指導案内を送付。1名の方より参加希望あり、主治医より指示書の提供を受け、10月より支援を開始。
令和3年度に評価・フォローアップ実施予定。
- ・R2.7月 事業に協力を得られるよう、笛吹市、山梨市、甲州市の医療機関(47機関)に対し、保健指導への協力の可否についてアンケート調査を実施した。
アンケートにより協力が得られる医療機関の受診者で保健指導対象となる方へ案内通知を送付した。

令和2年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
業務グループ

1. サービス水準の向上

令和2年度事業計画

- ・お客様満足度調査及び支部に設置した「CS向上検討委員会」を活用したサービス水準の向上に努める。
- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。
- ・電話対応時や研修会等において申請書等の郵送での提出を案内するとともに、関係機関に働きかけ、郵送化率の向上を目指す。

KPI

①サービススタンダードの達成状況 ()内は令和元年度実績

令和2年度 事業計画	令和2年度 事業結果	目標KPIとの差
100% (100%)	100% (100%)	0% (-)

②現金給付等の申請にかかる郵送化率 ()内は令和元年度実績

令和2年度 事業計画	令和2年度 事業結果	目標KPIとの差
92.0%以上 (90.0%以上)	93.56% (89.49%)	1.56% (-0.51%)

令和2年度取組結果

- ・傷病手当金等現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間以内)について、進捗状況を適切に管理したことで100%を達成できた。
- ・サービススタンダードの所要日数は6.21日(令和元年度6.43日)程度で支給している。(全国平均7.47日)
- ・窓口へお越しいただかなくても申請手続ができるように、電話対応時や各種広報媒体を活用し、郵送による申請が可能であることを周知したこと等で、申請手続の郵送化率が93.56%(令和元年度89.49%)となった。
- ・外部委託業者によるお客様満足度調査による満足度は、窓口アンケート調査100%(令和元年度100%)、架電調査76.7%(令和元年度73.3 %)となり、ともに前年度を上回ることができた。

2. 現金給付適正化の推進

令和2年度事業計画

- ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PT(プロジェクトチーム)にて検討を行い、必要に応じて事業主への立入検査を行う。
- ・傷病手当金と障害年金等又は労働者災害補償保険法の休業補償給付との併給調整について、事務手順書等に基づいて確実に実施する。

令和2年度取組結果

- | | |
|---|-----------------------|
| ・保険給付適正化PT会議開催回数 | 7回(うち持ち回り開催3回) |
| ・事業主への立入検査実施結果 | 1件(コロナの影響で年金事務所へ呼出調査) |
| ・年金事務所へ資格等に係る文書照会件数 | 7件 |
| ・傷病手当金と障害年金等又は労働者災害補償保険法の休業補償給付との併給調整について、事務手順書等に基づいて確実に実施した。 | |

◎令和2年度 傷病手当金と老齢年金・障害年金との併給調整実績

老齢年金		障害年金	
件数	金額	件数	金額
28件	1,432,856円	27件	13,715,815円

◎令和2年度 傷病手当金と労働者災害補償保険法の休業補償との併給調整実績

件数	金額
4件	5,613,890円

3. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

令和2年度事業計画

- ・多部位(施術箇所が2部位以上)かつ頻回(施術日数が月10日以上)及び部位ころがし(負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診)の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合

()内は令和元年度実績

令和2年度事業計画	令和2年度事業結果	目標KPIとの差
0.77%以下 (0.89%以下)	0.93% (0.77%)	+0.16% (-0.12%)

令和2年度取組結果

- ・多部位かつ頻回の申請に対し、2,935件の文書照会を実施した。(令和元年度2,450件)
- ・「部位ころがし」について、請求書から疑義が生じた施術所の受診者に対し令和3年2月に11件の文書照会を実施した。
- ・受診者に対する文書照会や適正受診の啓発を実施したが、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合は0.16%増加した。

4. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

令和2年度事業計画

- 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確實に実施するとともに、不正の疑いのある案件は厚生局に情報提供する。

令和2年度取組結果

・再同意をした医師への文書照会件数	9件
・被保険者への文書照会件数	2件

昨年度から導入された受領委任制度に基づき、適切に療養費が請求されているか添付されている同意書等の確認を徹底し、疑義がある施術に対して同意した医師等へ文書照会を実施するなど審査の強化を図っている。再同意をした医師への文書照会9件のうち3件は医師の回答をもとに不支給とした。

5. 限度額適用認定証の利用促進

令和2年度事業計画

- 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、医療機関及び市町村窓口に申請書を配置することで利用促進を図る。

KPI

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合

()内は令和元度実績

令和2年度事業計画	令和2年度事業結果	目標KPIとの差
85.0%以上 (84%以上)	77.50% (78.80%)	-7.50% (-5.20%)

令和2年度取組結果

- 納入告知書同封チラシやメールマガジン等による広報及び制度周知を実施した。
- 病院事務担当者を対象とした研修会や健康保険委員への研修会等の機会を捉え、限度額適用認定証の利用促進について説明する予定であったが新型コロナウイルスの影響で実施することができなかった。
- 申請書を設置してある医療機関に対して引き続き設置の協力をお願いした。
- 重度心身障害者医療費助成制度の窓口である市町村職員を対象とした研修会へ講師として参加し制度の積極的な広報や使用促進について説明をする予定であったが新型コロナウイルスの影響で研修会が中止となり、資料を送付し対応することとなった。

6. 被扶養者資格の再確認の徹底

令和2年度事業計画

- ・被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・未送達事業所については、所在地調査により送達の徹底を行う。

KPI

被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率

()内は令和元年度実績

令和2年度事業計画	令和2年度事業結果	目標KPIとの差
92.0%以上 (89%以上)	92.6% (91.0%)	0.6% (2.0%)

令和2年度取組結果

- ・10月に被扶養者資格再確認対象の9,358事業所に「被扶養者状況リスト」を送付し、8,663事業所から確認書の提出があり、457名の被扶養者資格が解除となった。この結果、前期高齢者納付金について、推計で1億円の負担軽減が図られた。
- ・海外在住者の確認状況については、対象者47名の資格確認業務を実施し、7名の扶養解除となった。

機密性2

令和2年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
レセプトグループ

1. 効果的なレセプト点検の推進

令和2年度事業計画

- ・レセプト内容点検効果向上計画に沿って点検業務を実施することにより、無駄がなく効果が高いレセプト点検を推進する。

KPI

社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする。(0.416%以上)

()内は令和元年度実績

令和2年度事業計画	令和2年度事業結果	目標KPIとの差
0.416%以上 (0.348%以上)	0.382% (0.416%)	-0.034% (0.068%)

令和2年度取組結果

◎ レセプト点検結果

令和元年度実績				令和2年度実績			
点検項目	件数	金額	効果額(注1)	点検項目	件数	金額	効果額(注1)
資格点検	10,649	297,710,522	1,166	資格点検	7,810	277,980,745	1,098
外傷点検	2,504	138,131,441	541	外傷点検	1,783	112,201,343	443
内容点検	8,363	41,159,540	161	内容点検	7,201	81,946,919	324

(注1) 効果額 = 金額 ÷ 当該年度末の平均加入者数

◎ スキルアップ事業実施状況

本部主催	参加人数	支部主催	参加人数
外部講師研修 医科	5名	外部講師研修 医科	5名

支部内勉強会	毎月2回開催
支払基金との再審査 疑義事例協議会	毎月1回開催

◎ 多受診者対策実施状況

年度期首対象者数	年度中 新規対象者数	対応完了者数	対応者残数
4名	1名	0名	5名

令和2年度取組結果

- ・内容点検において、点検員のスキルアップ(勉強会や外部講師研修)やシステム点検の効率化(自動点検マスターの精査)等に取り組み、査定額向上を図った。
- ・多受診者対策として、保険給付適正化PT会議を定期的に実施。支部内での情報共有を図りながら、各個人への文書による啓発を実施した。

2. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

令和2年度事業計画

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

KPI

- ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率98.2%以上とする

()内は令和元年度実績

令和2年度事業計画	令和2年度事業結果	目標KPIとの差
98.2%以上 (94.0%以上)	99.36% (98.49%【R2.1月分まで】)	1.16% (4.49%)

- ②返納金債権(資格喪失後受診にかかるものに限る)の回収率を対前年度以上とする

()内は令和元年度実績

令和2年度事業計画	令和2年度事業結果	目標KPIとの差
89.52%以上 (78.78%以上)	95.26% (89.52%)	5.74% (10.74%)

- ③医療費給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

()内は令和元年度実績

令和2年度事業計画	令和2年度事業結果	目標KPIとの差
0.131%以下 (0.052%以下)	0.131% (0.131%)	0.000% (0.079%)

令和2年度取組結果

- ・返納金債権の主な発生原因である未回収保険証による医療機関受診を減少させるため、以下の取組を実施し、保険証回収率の向上に努めた。
 - ①返納の文書催告を短いスパンで複数回実施し、文書催告を実施してもなお未回収の対象者には電話催告を行う取組を徹底し、回収率を大幅に向上させることができた。
 - ②令和元年度と同様に、一定規模の事業所へ保険証回収徹底の協力依頼と外国語チラシ（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語）の配布を行った。また、令和元年度に協力依頼した事業所を対象に回収事務にかかるアンケートを実施し、その結果についてはフィードバックを行うとともに、アンケート結果を参考に改訂した保険証回収文書を送付した。
 - ③（公財）山梨県国際交流協会に協力を依頼し、外国人向けのSNS（フェイスブック）を活用した広報を実施した。
- ・返納金催告サイクルを確立し、それに基づく定期的な催告（弁護士名催告含む）を実施、また、保険者間調整や法的手続き（支払督促）を積極的に活用した結果、債権回収率が大幅に向上した。